

各務原市医師会准看護学校事業運営費補助金交付要綱

(平成15年2月25日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号。以下「法」という。）に基づき指定を受けた准看護師の学校の強化及び充実を図るため、当該学校の事業及び運営に要する補助金を交付するものとし、その交付に関しては、各務原市補助金交付規則（昭和38年規則第38号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、一般社団法人各務原市医師会准看護学校（以下「学校」という。）を運営する一般社団法人各務原市医師会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が学校の運営及び事業に要する経費とする。

2 前項に規定する事業は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 看護の精神、知識、技術の習得の事業
- (2) 看護教育と豊かな人間性を養い、社会に貢献する人材育成の事業
- (3) 准看護師の養成にかかる事業
- (4) 市が主催する行事における看護補助の事業
- (5) 災害等発生時における救護補助の事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた事業

(補助金の交付)

第4条 市長は、補助金の交付を申請する年度に学校を卒業する生徒数（当該生徒数が入学定員数（各務原市医師会准看護学校学則において定める入学定員の人数をいう。以下この項において同じ。）を超える場合にあっては、入学定員数）に10万円を乗じて得た額に、370万円を加算した額の補助金を交付するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、この要綱の定める補助金の全部又は一部について概算払いをすることができるものとする。

(補助金の返還)

第5条 補助事業者は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、確定した額を超える補助金が既に交付されているときは、その超える額を返還しなければならない

ない。

（書類、帳簿等の保存期間）

第6条 補助事業者は、補助事業に係る書類、帳簿等を補助事業が完了した年度の翌年度以後5年間保存しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、以後の年度分に係る補助対象経費に対し交付する補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年2月25日から施行する。

附 則（平成17年11月9日決裁）

この要綱は、平成17年11月9日から施行する。

附 則（平成27年3月23日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。